

令和 8 年度乳児等通園支援事業の認可・確認について

令和 8 年 4 月 1 日より、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を、公立保育所 1 園、民間保育所 1 園の計 2 園で開始予定です。

1. 乳児等通園支援事業の認可に対する意見聴取について
（根拠法：児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項）

No.	施設種別	施設名称	所在地	実施類型
1	小規模保育事業所	ニチイキッズさやま保育園 （設置者：(株)ニチイ学館）	狭山市入間川 1-7-7 HIRO'S 入間川 1 階	余裕活用品

※平成 29 年 4 月 1 日 小規模保育事業所（A 型）として市が認可

2. 乳児等通園支援事業者の確認に伴う利用定員の設定に対する意見聴取について
（根拠法：子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項）

No.	施設種別	施設名称	所在地	実施類型
1	小規模保育事業所	ニチイキッズさやま保育園 （設置者：(株)ニチイ学館）	狭山市入間川 1-7-7 HIRO'S 入間川 1 階	余裕活用品

※保育所利用定員（0 歳児：6 人 1 歳児：6 人 2 歳児：7 人 計：19 人）の範囲内で空き枠を活用

No.	施設種別	施設名称	所在地	実施類型
2	認可保育所	狭山台南保育所 （設置者：狭山市）	狭山市狭山台 4-18	一般型 （専用室独立）

※利用定員 3 人（0 歳児～2 歳児の合計）

※区分について

■一般型

乳児等通園支援事業を実施する事業所において、事業のための定員を設け、在園児と合同または専用室を設けて受け入れを行うもの

■余裕活用品

乳児等通園支援事業を実施する事業所において、空き定員の枠を活用して受け入れを行うもの